



朝夕の風に少し涼しさを感じるようになりました。  
7月は統計開始以来、初めて、台風の発生がありませんでしたが、一変して8月、9月は台風が次々と発生しました。先日の台風10号は大型で非常に強い勢力で沖縄、九州を中心に猛威を振るいましたが、被害などはございませんでしたか。

季節の変わり目でございます。ご健康に留意され、ますますご活躍されますことを心よりお祈り申し上げます。



## 「て・きれいき」、組合員様特別価格のご案内

8月号のフリーネットワーク通信でご紹介しました、「て・きれいき」(自動手指消毒器)の組合員様特別価格をご案内いたします。(※以下、全て税別となります。)

「て・きれいき」本体は、定価40,000円のところを、**組合員様特別価格として28,000円**でご購入いただけます。アルコールは、**1箱(1L×10本)25,000円**または**1本(1L)2,700円**で本体とは別途購入が必要になります。

**アルコール単品でのご注文も受け付けており、安定した供給が可能となっております。**

既に数社の組合員様に導入いただいております！！

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染予防・対策が必要な状況は長期化すると言われている昨今、企業における感染症対策の実施に是非お役立てください。



詳細につきましては、同封しておりますリーフレットとお申込書をご確認くださいませ。

# 最低賃金が改定されます

都道府県の令和2年度地域別最低賃金額及び発行年月日が確定しましたので、ご案内いたします。令和2年度の地域別最低賃金は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き上げは困難と予想されていましたが、据え置きを決めたのはごく一部にとどまり、40県で1円から3円の増額改定となりました。

組合本部所在地の香川県は820円(2円引き上げ)で、令和2年10月1日より改定されます。時給で賃金を設定されている場合は改定後の賃金額が適用になりますが、日給・月給で賃金を設定されている場合は、最低賃金額以上になるように注意が必要になります。給与計算に関わる大切な内容ですので、事業所に該当する改定最低賃金額をご確認の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

【厚生労働省HP】

「令和2年度 地域別最低賃金改定状況」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/)

「最低賃金額以上かどうかを確認する方法」

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-13.htm>

## 「支援自販機」組合員様 第3号が設置されました！

8月21日(金)、技能実習生の受入れを行っている八起工業株式会社様にて、組合員様 第3号の「外国人技能実習生支援自販機」が設置されました。



お陰様で今後も、ご賛同いただいた数社の組合員様に設置いただく予定です。組合員様のニーズに合わせたオリジナルの自販機を設置することができ、福利厚生の観点から販売価格を設定いただけます。(要相談)

「支援自販機」の売り上げの一部は技能実習生の支援に役立てられます。組合員の皆様におかれましては、是非とも設置をご検討くださいますようお願い申し上げます。